

いしかわ週休２日工事（農林水産部版）積算基準

(1) 補正係数

週休２日（４週８休以上）の確保に取り組む工事について、対象期間中の現場閉所または交替制の達成状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

（週単位）

	農業農村整備事業	
	現場閉所	交替制
労務費	1.02	1.02
機械経費（賃料）	—	—
共通仮設費（率分）	1.05	—
現場管理費（率分）	1.06	1.03

（月単位）

	農業農村整備事業		森林整備保全事業	
	現場閉所	交替制	現場閉所	交替制
労務費	1.02	1.02	1.04	1.04
機械経費（賃料）	—	—	1.02	—
共通仮設費（率分）	1.04	—	1.03	—
現場管理費（率分）	1.05	1.02	1.05	1.03

（通期）

	農業農村整備事業		森林整備保全事業	
	現場閉所	交替制	現場閉所	交替制
労務費	—	—	1.02	1.02
機械経費（賃料）	—	—	1.02	—
共通仮設費（率分）	—	—	1.02	—
現場管理費（率分）	—	—	1.03	1.01

(2) 補正方法

○労 務 費 $= \text{労務費合計} \times \text{週休2日補正係数}$

○機 械 経 費(賃料) $= \text{機械経費(賃料)合計} \times \text{週休2日補正係数}$

○共通仮設費(率分) $= \text{対象金額} \times \text{共通仮設費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数} \times \text{週休2日補正係数}$

○現場管理費(率分) $= \text{対象金額} \times \text{現場管理費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数} \times \text{週休2日補正係数}$

(3) 労務補正対象業種

労務補正対象業種一覧(別紙1)参照

(4) 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正

市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日(4週8休以上)の積算に当たっては、次のとおり農業農村整備事業は農林水産省、森林整備保全事業は林野庁の基準により補正係数を乗じるものとする。

農業農村整備事業:「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」(平成30年7月12日付け30農振第1316号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知(令和7年3月27日一部改正))

森林整備保全事業:「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」(令和元年6月20日付け元林整計第65号林野庁森林整備部計画課長通知(令和7年3月27日一部改正))